

第2期真岡市障害者計画・第4期真岡市障害福祉計画(素案)に対するパブリックコメント 意見等の概要と市の考え方

(提出者2名、提案総数2項目)

No.	ページ	計画内容等	提出された意見提言・修正内容等	意見に対する市の考え方	修正の有無
1	第2期真岡市障害者計画 P 34 P 40	第1節 地域生活支援の充実 1 障がい者の自己選択・自己決定による生活支援 5 地域生活の充実 (10) 地域活動支援センター	市役所から障害者本人へ直接生活支援について説明してほしい。 また市役所で障害者や関係者のための集会をひらいて、具体的に支援・サービスの内容を説明してほしい。 身体的・知的・精神障害者に分かれることが必要だと思います。それぞれの専門職員が取り組んだ充実した支援センターにしてほしいです。	障がい者の支援・サービスにつきましては、それぞれの障害の程度や個人の実情等に応じて行われており、集会を開いて、一律に説明を行うことはすぐわないと思われます。 各種サービスにつきましては、その都度、事業所や市において、障がい者の皆様それぞれに説明等を行っており、今後も同様に対応してまいります。 また、地域活動支援センターについても、障がい者の自立に向けた取り組みを推進してまいります。	修正無 (障害者福祉に関する一般的な要望であるため)
2	第2期真岡市障害者計画 P 46	第5節 療育・教育体制の充実 1 相談体制等の整備 (2) 療育体制の整備	認定こども園の障がい児に対する加配の助成をしてほしい。 認定こども園で、先生が障がい児についてくれるにあたって、助成がないと聞いた。幼稚園には県の助成があるように聞いたが、認定こども園には助成がないと聞いた。 認定こども園に入園を申し込むと断られる場合がある。助成があれば、園も先生の増員がしやすくなり、障がい児を受け入れてくれる度合いも増えるのではないかと。 また、市のほうで診断書により判定の上、園のほうに働きかけてくれる制度があれば、入園を断られる度合いも少なくなるのではないかとと思う。	平成27年度から始まる新制度において、幼稚園から認定こども園に移行した場合でも、引き続き助成を行っていきます。 なお、新制度に移行しない幼稚園については、引き続き県の助成の対象となります。 また、市では障がい児保育認定審査会を設置して、診断書により判定し、受入れに対する助成と働きかけを行っています。	一部修正 真岡市障害者計画第2期計画 P 46 (2) 療育体制の整備の本文中5行目から、 「民間の認定こども園と保育園には、障がい児の受入れに対して助成と働きかけをしていきます。」の文言を追加する。 (本計画では療育体制の整備について、すでに記載し、方向性を示しており、個々の事業内容までは記載しないが、民間への取り組みとして文言を追加する。)